

10-3
57

標準義務教育費の確保に関する法律案の
今後の取扱いについて

標準義務教育費の確保に関する法律案が、總司令部において審議未
了とされた理由は、全国市町村長の反対はもとより、この法律案が四
月十二日付のマツカレサト元帥の吉田總理大臣宛の地方財政平衡交付
金法案に關して地方自治の尊重の原則を説いた書類の精神及び文面に
抵触するといふ理由に基くのであるが、義務教育は、わが國文教政策
の根幹をなす重要国策の一つであるが、義務教育は、わが國文教政策
の発展に重大な影響を及ぼすものである。

この法律案は、憲法に保障されている教育の機會均等と義務教育無償
の原則を実現するため、絶対に必要である。地方自治に対する唯
一の例外として認められるべきものと考える。

極東委員会指令第七十四号には、中央政府は全國教育の妥当な水準
を維持する責任があり、このために、地方団体の教育費に対して適當
な財源措置をなすべき旨を指令しておき、又シャウブ使節團の勧告書
にも、地方自治が費用される度があれど、教育費については特別の制
限を設けても差し支えない旨明記されている。

教育基本法に基いて教育が不必要な文部に附することなく、その自主
性を確立するため、設けられた教育委員会も、教育費に対する最低限
度の保障もなく、完全に、知事及び議会の文部に附することとなり、
常に不当な政治的干渉の脅威にさらされ、教育委員会を設置した主旨
も漫却されるであろう。

憲法に保障されている地方自治の尊重の原則は、その窮屈の目的が
わが國民主化の促進にある。義務教育の全国の水準の維持・向上は、
わが國民主化の上から、これと同等又はそれ以上の重要性を持ち、前
者のために後者が犠牲にされるという何等の理由も見出しづらい。
憲法に保障された個人の自由も、公共の福祉維持の立場から制限を
受けることはやむを得ないのであつて、地方自治も國家全体の福祉維
持のために、ある種の制限を受けることはやむを得ないのである。

天野
141

義務教育費國庫負担法は、改員の待遇改善及びわが国の義務教育水準の維持向上に重大な貢献をなして来たのである。にわかに国家的援助のこの支柱を失つて、完全に地方自治に委ねることは、教育委員会も未だ整備されず、又、未発達の現状において、いたずらに教育界に無用の不安と動搖を招来し、わが国の民主化をそれだけ遅延させるのである。

わが国民主化の現段階においては、義務教育の全国水準が確立されるまでは、地方自治に対する唯一の制限を認め、地方財政平衡交付金法の特例としてこの法律案を制定することが絶対に必要である。

(5) その対策としては、憲法に保障する義務教育の

（フリード・エデュケーション）と

エデュケイションが如何に踏みにじられているかを、教員の質と量
と待遇の面から、教材の面から、児童の学力の面から、教育費の面から、
父兄の税外負担の面から詳細にサンプル調査を行つて、主として
S折衝に重点を置き、臨時国会前に了解を求める。

このために、

山吉田總理大臣からマツカリサー元師に懇請する。

(4) 官房長官からSホイットニイ局長及びリゾー次長に諒解を求める。

(5) 文部大臣から、ホイットニイ局長及びリゾー次長に懇請する。

(6) 文部大臣から、Sホイットニイ局長の協力を懇請する。

應急措置として、

(1) 地方財政平衡交付金中に算入された郵務教育国庫負担金の計算の基
礎を明確にして、大藏省、地方財政委員会及び文部省の各次官、次

長の通牒を知事、教育委員会に送付して協力を求める。
学校の教育課程及び編制の基準に関する法律案の制定の準備を行い、
次期国会に提出する。

